

# 春秋時代における楚国の世族と王権

## 野 間 文 史

中国古代の春秋から戦国にかけての時代は永い中国の歴史にあって一大変革期であった。極言すれば所謂の周封建制が崩潰して、きたるべき秦漢帝国へとむかう過渡期であった。この社会変動の中にあつて、西周以来の旧国のはほとんどすべてが或は衰微し、或は滅亡し、或は篡奪され、或は分裂していったのに対し、春秋時代を通じて、さらには戦国時代にいたつても、常に南方の雄として強大を誇つたのが「楚」である。

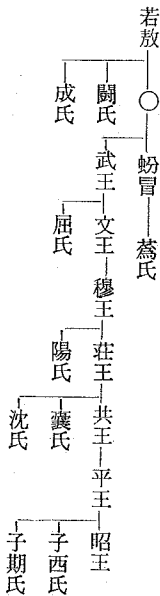
本小論は、この楚の安定性を維持した所以を、主として王権と世族勢力との関係において考察した試論である。

### (一)

さて春秋時代は世族執政の時代とされている。世族の執政とは、すなわち公室から出自した公族が、同姓世族として、公室を中心にした支配氏族集団を形成して政治的支配

を行うことに外ならず、このパターンは春秋時代の中原諸国のほとんどすべてにみられる。これとやや趣を異にするのが西北の晋である。晋においては、その世族の多くが異姓の世族によって占められていたことが大きな特色である。ところで、今問題にしようとする楚は前者のパターンに属する。

左図は楚の王室と同姓世族との出自関係を表わしたものである。



同姓世族としては鬬氏・成氏・麇氏（遠氏）・屈氏・陽氏・麇氏・沈氏等があり、他に同姓と思われるものに熊氏・申叔氏・申氏・養氏・伍氏・潘氏・觀氏等がある。そし

て異姓の世族としては、晋から亡命してきた伯氏、鄭から來奔した然氏、呉からの堂谿氏、さらに斉からの管氏等があるけれども、令尹・司馬・莫敖といった顯職に就く世族は、ほとんど同姓世族に限られている。

楚では執政官を「令尹」と呼ぶが、清儒顧棟高が「子文より以後、鬬氏・成氏・蔣氏・遠氏・陽氏の若きは皆公族の子孫世々相受く。絶えて異姓を以て令尹と為すを聞かず」と述べる如く、<sup>①</sup>『左伝』にみえる令尹の二十八人中二十七人までが同姓世族と公子群によって占められているのである。司馬もまた同様であり、莫敖にいたっては屈氏の世襲の官と思われる。<sup>②</sup>その意味で他の中原諸國と同様に同姓世族型といえるのであるが、少しく詳細に検討してみると、楚の一つの特色が明らかになってくるのである。

楚の世族の消長を概観してみると、春秋初期の有力世族であったところの鬬氏・成氏・蔣氏等は春秋中期の莊王時代にその姿を消し、中期以降は公子群によって政權が担当され、後期になってからは新たな世族である陽氏・囊氏・沈氏が活躍している。すなわち楚の執政權を握るのは、常に、王室に親い新しい世族もしくは公子群なのであつ

て、この事實は他の同姓世族型の諸國と比較した場合により明確となるところの注目すべき事實である。以下このことについて略述しよう。

まず魯であるが、春秋期以前の世族としては孝公出自の臧孫氏・展氏・邠氏、惠公出自の施氏があり、春秋時代の世族としては桓公（B.C. 711～684）出自の、後世三桓と呼ばれた孟孫氏・仲孫氏・季孫氏があり、さらに孟孫氏からは子服氏が、仲孫氏からは叔仲氏が出た。また莊公（B.C. 683～663）からは東門氏が、文公（B.C. 663～660）からは子叔氏が出ており、これら同姓の世族が魯の政權を左右していた。そして注意すべきは、これらの世族の大部分が春秋初期に公室から出自した世族であつて、特に三桓氏は春秋を終えるまで常に強い勢力を有していたことに外ならない。

次に斉であるが、ここでは春秋以前に公室から出たと伝えられる高・国二氏が、上卿として終始政權を担当していた。そして春秋中期に入つてからは慶氏・高氏（上卿の高氏とは別）及び欒氏も有力になった。だが彼等には高・国二氏を凌ぐほどの力がなく、やがて異姓の陳氏によつて國を奪われた。

鄭にも有名な穆公 (B.C. 627 ~ 606) から出た世族の所謂七穆 (罕氏・駟氏・豊氏・游氏・印氏・国氏・良氏) があり、春秋中期以降の鄭の国政はすべて七穆に掌握されていた。春秋時代きつての名宰相といわれた子産は、七穆中の国氏に属する。

宋では、春秋以前の戴公出自の戴族 (華氏・楽氏・皇氏・老氏) と、春秋初期の桓公 (B.C. 681 ~ 661) から出た桓族 (魚氏・鱗氏・蕩氏・向氏) があつた。この外に莊公 (B.C. 709 ~ 692) から出た仲氏、文公 (B.C. 610 ~ 589) から出た靈氏もあつたが、政権はすべて前掲の戴・桓二族によって担当され、この二族の抗争によって宋はしばしば混乱に陥つたのである。

さて、右に述べた魯・斉・鄭・宋等の四国の世族を通じて窺われる事實は、春秋の比較的早期に世族としての地位と実力とを確立したものが、春秋末期までその勢力を維持したこと、及びこれらの有力世族にとっての最大の敵が各時代の公室から出自する公子群であつて、この二者間の抗争がしばしば内乱の原因となつたことである。

ところが、楚においては諸国と異なつて、前述の通り、

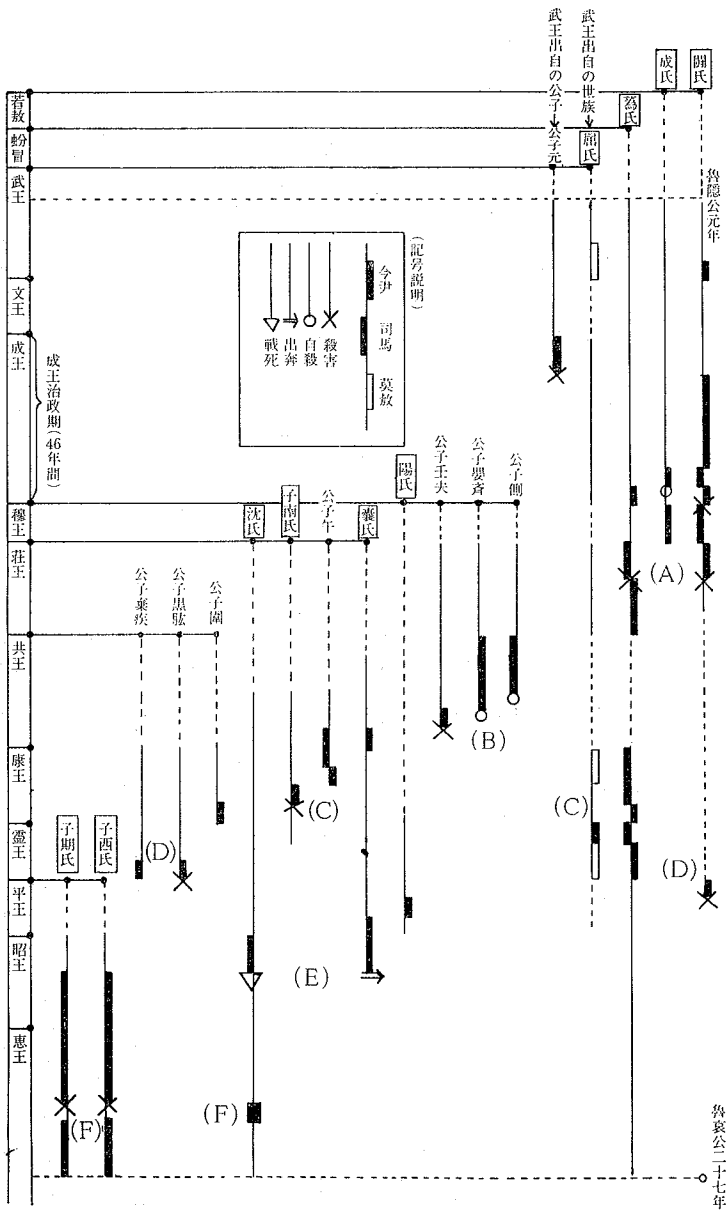
春秋時代における楚国の世族と王権 (野間)

常に王室に親い世族もしくは公子群によつてかわるがわる政権が担当され、いわば世族の新陳代謝が行なわれている。また、世族間ないしは世族と公子群との間の抗争も極めて少ない。これは果たして何を意味するものであらうか。以下、この問題を解決するために、楚の世族の消長についてより詳細に考察してみよう。

## (二)

次頁の図表は、楚王と公子群・同姓世族との出自関係を、時代の先後を考慮に入れてあらわしたものである。図表中の実線——は、その公子・世族が『左伝』みえることを意味している。また、令尹をば [ ] で、司馬をば [ ]、莫敖をば [ ] の記号で示し、これらの頭職に就いた世族の族人、公子の在職期間を記して執政権の移行をあらわした。これによつて我々は楚の執政権は常に王室に親いものによつて占められていることを具体的に知ることができよう。今、右の図表に拠りつつ楚における王室と世族との關係を個別的に考察する。

図表中の(A)は、莊王の九年 (B.C. 689) に起きた「若敖氏



の乱」による鬬氏の滅亡を示すものである。若敖氏とは、前掲の図表にも明らかな如く鬬氏が若敖に出自する世族であるためにそう呼ばれたものである。「左伝」宣公四年には、「若敖氏の乱」の主人公である鬬椒の出生に始まり、鬬椒が反乱を企てるまでの経緯と鬬椒の敗北に至るまでの反乱の推移などの記載、及び令尹子文（鬬穀於菟）の遺徳をしのぶ楚王が、鬬氏の存続をはからう叙述がみえる。しかしここでは鬬椒が乱を企てた直接の原因が何であるかが記されていない。尤も『史記』楚世家においては、その原因をある人の王への讒言に求める記載はあるが、その詳細については知ることができない。

そこでこの問題について考察するために、少しく時代を溯って検討するに、「若敖氏の乱」が起きる二十年以前のこととして、『左伝』僖公三十三年の条には、陽処父の率いる晋軍と泝水をさしはさんで対陣した令尹子上（鬬勃）が、太子商臣と大孫伯（成大心）との謀略によって殺されたことが記されている。太子商臣はその翌年に父君成王を弑して自立し穆王となった。

一体、成王・穆王当時の楚における有力世族には、成王

より六代以前の楚王若敖より出たといわれる鬬氏・成氏があり、また若敖の孫に当たる蚡冒と武王とからそれぞれ出自する蔦氏と屈氏があった。中でも鬬氏が最も有力であつて多くの令尹を出している。鬬氏に次ぐ有力世族は成氏であり、蔦氏であつた。したがつて令尹をめぐる対立意識が生ずるのは自然の趨勢で、太子商臣は、この世族の対立意識を巧みに利用し、大孫伯に結びつき、子上を殺したのに相違ない。子上の後に令尹となつた人物が成氏に属する大孫伯（成大心）であつたのは、このことを暗示する。

また『左伝』文公十年の条には、楚の范巫蔣似なるものが、成王・子玉（成得臣）・子西（鬬宜申）の三人は天寿を全うし得ないであろうと予言していたが、果たして、その予言の通り子西が穆王によって殺されたことが記されているし、文公十四年の条にも、莊王の代に鬬克（子儀）が殺されたことがみえている。

以上みてきた三例に明らかなように、「若敖氏の乱」が起きるまでの二十余年間に、当時の有力世族であつた鬬氏の族人が次々と殺されているのである。筆者はここで「若敖氏の乱」は、楚王の鬬氏抑圧政策のために起こつたもの

ではないかと予想するのである。

ところで、莊王に関する多くの説話のうち、「三年蜚ばず鳴かず」の説話がある。すなわち『史記』楚世家に

莊王即位、三年不出号令、日夜為樂。令國中曰、有敢諫者死無赦。伍舉入諫。莊王左抱鄭姬、右抱越女、坐鍾鼓之間。伍舉曰、願有進隱。曰、有鳥在於阜。三年不蜚不鳴。是何鳥也。莊王曰、三年不蜚、蜚將冲天。

三年不鳴、鳴將驚人。舉退矣。吾知之。居數月、淫益甚。大夫蘇從乃八諫。王曰、若不聞令乎。对曰、殺身以明君、臣之願也。於是乃罷淫樂、聽政。所誅者數百人、所進者數百人。任伍舉・蘇從以政。国人大説。

とあるのがそれで、この莊王説話は、『呂氏春秋』重言篇・『韓非子』喻老篇・『説苑』正諫篇・『新序』雜事篇等にみえる。尤もこれらの文獻上における莊王説話には多くの異同があるとはいえ、(一)莊王即位当初の三年間、莊王が政治をしなかつたこと、(二)忠臣の諫言を聞き入れて政治を始めたこと、また莊王自身も満を持していたこと、(三)莊王が政治を始めるに当たり大幅な人員整理と人材登用を行なったという三点に関しては一致している。もちろんこの説

話は『左伝』にみえず、また説話であるが故にそのままべてを事実とすることはできないが、莊王治政の初期の実態がある程度まで反映したものとみてよからう。

『左伝』によれば、莊王即位の初頭には前述の子儀の内乱と異常な大飢饉——楚において飢饉の例はこれのみである——と、これに乗じた西戎・百濮の侵入などによる混乱があった。すなわちこれが莊王説話中の「三年蜚ばず鳴かず」という部分に対応すると考えられ、そして一連の殺害事件に基因する鬬氏の衰退は本説話中の「誅する所のもの數百人なり」に照応し、蔦艾彌（孫叔敖）の登用は本説話中の「進むる所のもの數百人なり」に合致すると考える。

このように考えるとき、「若敖氏の乱」は莊王の鬬氏抑圧政策のために起きたものとみてほぼ大過なからう。

また、『左伝』における「若敖氏の乱」の記載より少し前の部分に令尹子孔（成嘉）の名がみえるけれども、これ以後『左伝』に成氏は登場しない。すると、鬬氏はもちろん成氏といった有力世族も莊王の時代に姿を消していることになる。また、莊王の没後には蔦氏も鳴りをひそめている。これらの事実から、後述を待って明らかとなるが、

莊王個人というより、むしろ楚王室に世族抑圧政策が存在したことを窺うことができるのである。

図表中の(B)は、公子側の自殺、公子嬰斉の病死、公子壬夫の殺害を示す。公子側(司馬子反)は「郟陵の役」(B.C.576)において晋に敗北した責任をとって自殺し、公子嬰斉(令尹子重)は呉との戦い(B.C.570)に敗れ、これが原因で死んだ。また公子壬夫(令尹子辛)については『左伝』襄公五年の条の記載によれば、その貪欲なることにより陳の反逆を招いたという罪で王に殺されたことが知られ、そこでは「王の不刑」なる行為が君子によって不当とされている。

ここに注目すべきは、楚においては世族による王の弑逆事件は他国に比して極めて少ないのに拘らず、世族・公子群が王によって殺されるという場合が非常に多いこと、及び敗戦の責任をとって將軍が自殺するということが多いという事実である。後者についていえば、莊王時代に姿を消した成氏のうち、令尹子玉(成得臣)は魯の僖公二十八年(B.C.632)に起きた晋との戦争、所謂「城濮の役」において敗戦し、その責任をとって自殺しているのがその一例

春秋時代における楚国の世族と王権(野間)

であるし、図表(B)中の公子側・公子嬰斉もその例といえる。これらのことから我々は楚における王権と世族との間における大いなる落差に気づくのである。

図表中の(C)は、『左伝』襄公二十二年の条に記すところの令尹子南の殺害をあらわす。それによれば、覬起なる人物が令尹子南に寵があり、身分不相応な待遇を受けており、楚の国人がこれを忍んだため、楚王がこれを殺し、さらに令尹子南をも殺害したことが知られる。<sup>⑥</sup>

ここで一言しておきたいことがある。それは春秋中期以降、宗法的秩序の弛緩に伴い、その貴族社会の最下層を構成した「士」が浮動層として放出され、かかる血縁の紐帯から逸脱した有力多能の士を多く集め、かれらを君主の側近・自衛の私臣として登用するという風が、諸国の公室のみならず、有力世族の私門の間においてもみられるようになり、そして、かかる私臣こそが、やがてほどなくあらわれてくる官僚体制を生む重要な人的基盤として、新しい歴史的使命をになってくることは、すでに増淵龍夫氏の詳論されたところである。<sup>⑦</sup>しかしながら、かかる私臣に対して、宗法的秩序を重んずる『左伝』は、その宗法的秩序を

破壊するものとして非難しているのである。

さて、先にあげた『左伝』襄公二十二年の記載の令尹子南と覬起との関係も右のようなものであったと考える。私臣を養うという風潮が当時の楚にみえることは、同じく『左伝』襄公二十二年の条に記された、蘧子馮と申叔豫との対話から⑧も知ることができるのである。されば令尹子南の殺害事件は、楚のかかる風潮に対する楚王の警告であったと解することもできよう。

令尹子南の事件以後、令尹の職は旧族の蘧子馮へとわたり、そして同じく旧族の屈建へと受け継がれている。それは、楚王が新たに進出してくる多くの世族を抑えるために、旧来の世族に再び権力を与えたものと解せられる。当時の楚において新世族の多かったことは、蘧子馮が令尹となる以前のこととして、「國に寵多くして王は弱し」（『左伝』襄公二十一年の条）といわれていることから窺うことができよう。

図表中の(D)は、靈王の弑逆事件をあらわす。楚ではすでに述べたように、政權担当者がすべて同姓の世族によって占められているのであるが、靈王の時代にいたって外国か

らの亡命者をも重用する傾向がみえる。『左伝』昭公四年に、

冬、吳伐楚、以報朱方之役。楚沈尹射 奔命於夏汭。

蒧尹宜咎城鍾離。蘧啓疆城巢。然丹城州来。

とある記載がそれである。ここにみえる蒧尹宜咎はもと陳の大夫であり、十三年前に楚に亡命した人物である。またここにみえる然丹は鄭の穆公の孫であり、七穆の内紛により十七年に楚に來奔した人物である。

さらに、『左伝』昭公七年の条並びに『史記』楚世家靈王七年の条によれば、靈王が章華の宮に他国からの亡命者のみならず、国内の亡人をもかくまっていたことが知られる。⑨これらのことから、靈王は旧来の世族のみに頼らず、新しい人材によって治めんとしたものであり、これまた(C)で述べた令尹子南の場合と同様であって、それは王室の強化をはかったものと解せられる。

靈王はまた国外に対しても「鼎」という強い支配形態をとっていた。楚の侵略行動は遠く春秋初期からはじまり、また「鼎」という支配形態も楚の武王当時からあったのであるけれども、それは河南南陽の申・息をその最北前線



とするもので、中原諸国には及んでいなかった。しかるに靈王時代にいたって一気に中原の陳・蔡を梟にしている。

以上、靈王の国内外における政策をみてきたのであるが、それはかなり急進的なものであった。しかし靈王のこの政策は失敗に帰することになる。楚の氏族制的体制は強固なものであり、楚王の側からもこれを破壊するには多くの障害があったし、中原の伝統ある旧国の氏族勢力は依然として侮りがたいものがあつた。『左伝』昭公十三年の条によれば、楚の国内の旧世族である蘧氏・鬬氏と、許・蔡等の外国の残存氏族勢力が起爆剤となつて内乱が起こり、蘧氏・鬬氏は靈王の兄弟である公子黒肱・公子比・公子棄疾を擁して靈王を弑している。

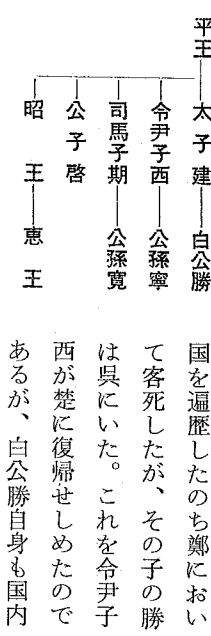
そして、さらに三兄弟の抗争の末、季弟の公子棄疾が即位した。すなわち平王である。平王は即位の後、令尹として旧世族の一つである鬬氏を再び登用しているが、それは(C)における蘧氏・屈氏の場合と同様の意図があるのであろう。しかし『左伝』昭公十四年の条によれば、鬬成然も殺され、令尹の職は王室に親い陽氏、そして囊氏へと受け継がれている。

春秋時代における楚國の世族と王權（野間）

図表中の(E)は、呉との「柏拳の役」における敗戦による令尹子常(囊瓦)の出奔と、司馬沈尹戌の戦死とをあらわす。これより後、令尹・司馬の職は昭王の庶兄である公子申(子西氏)・公子結(子期氏)へと受け継がれている。

図表中の(F)は、『左伝』哀公十六年の記事にみえる「白公勝の乱」による令尹子西・司馬子期の殺害をあらわす。

白公勝とは平王の太子であった建の子である。建は魯の昭公十九年(B.C.533)に平王によって国外に追放されて、諸



復期を期していたことは『左伝』哀公十六年の記載からも知られる<sup>⑩</sup>。国内に復歸した後反乱を起こした勝は、令尹子西・司馬子期・公子啓を殺害し、惠王を脅すにいたつたが、楚の国人層の支持を背景とする葉公子高の抵抗に遭い自殺する。そして令尹・司馬の職は葉公子高(沈諸梁)によって兼任され、葉公はやがて令尹の官は子西の子の公孫

寧に、司馬の官は子期の子の公孫寛に譲った。

(三)

以上、(A)・(B)・(C)・(D)・(E)・(F)にわたって、楚における王権と世族勢力との関係について考察してきたのは、春秋時代の他の諸国に比較して、楚の国が終始安定を保ちつづけた原因として、楚の王室が世族勢力の増大を阻止する何らかの処置をとっていたのではないかと考えたからである。『左伝』・『史記』等には、春秋時代の楚に於て王室が世族を抑圧する法的処置がとられていたという明確な記載は寡見の及ぶところ見出し得なかつた。しかし、右の考察にも明らかなように、楚においては事あるごとに執政権は王室に親いものによって掌握されているのである。楚には世族を抑圧する政策が伝統的に存在したとみなすべきである。

ところで、『韓非子』喻老篇には

楚莊王既勝晋于河雍。帰而賞孫叔敖。孫叔敖請漢間之地・沙石之処。楚邦之法禄臣再世而収地。唯孫叔敖独在。此不以其邦為収者瘠也。故九世而祀不絶。故曰、

善建不拔、善抱不脱。子孫以其祭祀世世不絶。孫叔敖之謂也。<sup>⑩</sup>

なる記事があり、また和氏篇には

昔者呉起教楚悼王以楚国之俗。曰、大臣太重、封君太衆。若此則上僭主、而下虐民。此貧国弱兵之道也。不如使封君之子孫、三世而収爵禄、裁減百吏之禄秩、損起枝解於楚。<sup>⑪</sup>

不急之枝官、以奉選練之士。悼王行之期年而薨矣。呉とある。これらによれば、春秋中期の莊王時代に「禄臣は再世にして地を収めらる」という法があり、また戦国初期に呉起が「封君の子孫をして三世にして爵禄を収めしむ」という法を断行して枝解せられたことを知る。これら二つの記事が互に関連のあることは『韓非子』注釈家の多くが指摘する通りであり、『韓非子』自体としては両者と同じものとして記したものであろう。

ただ、春秋中期の莊王時代にかかる明確な形の「法」が存在したことは疑問であり、一応、戦国時代の呉起の変法が莊王覇業説話に結びつけられたとみなすのが妥当ではある。しかし、この呉起の変法が莊王説話に結合されたのに

は、それだけの意味が考えられねばならない。筆者は、莊王には前節(A)において述べた通り、鬬氏抹殺等の事実が存在したために、そしてそれが戦国時代の呉起の世族整理政策と共通する面を持つていたために、呉起の変法が莊王の覇業説話に投射したものと考える。そして呉起の変法として、呉起にいたって創始せられたものではなく、楚において伝統的に存在した世族抑制政策を、さらに徹底化し法令化しようとしたものと考えるのである。

楚の王権が安定していた所以は、これを王権と世族との関係においてのみに求むべきではなく、他に多くの要素——たとえば広大な領土、山川の險要を占める地理的條件、物産を始めとする経済的条件——を考慮に入れなければなるまい。しかし本小論によって、楚の王権の安定した所以の一端のみでも解明できたとすれば望外の幸せである。

註 ① 顧棟高「楚令尹論」(『春秋大事表』所収)。

② 令尹については顧棟高に「楚令尹表」があるが、二・三の遺漏が見出される。また『左伝』にみえる司馬は凡て二十七人であり、出自不明の五人を除いて全て同姓の世族によって占められている。莫敖は『左伝』に六人みえるのみ

春秋時代における楚国の世族と王権(野間)

であるが、いずれも屈氏である。

△令尹司馬莫敖氏族別表▽

氏	鬬	成	蔣	屈	陽	沈	囊	申	彭	不明	王室	計
令尹	6	3	4	1	1	1	1	1	1	10	28	
司馬	3		4			2		1		5	12	27
莫敖				6								6

③ 『史記』楚世家に「九年、相若敖氏。人或讒之王。恐誅反攻王。王擊滅若敖氏之族」とある。

④ これと同系統の説話が『説苑』權謀篇にみえるが、そこでは太子商臣と陽処父との共謀とされている。

⑤ 『淮南子』説山訓に「莊王誅里史、孫叔敖制冠浣衣」とあり、高注に「里史俊臣。悪人死、叔敖自知当見用、故制冠浣衣」とあるのは、この間の事情を伝えるものであろう。

⑥ 『左伝』襄公二十二年の条には「楚觀起有寵於令尹子南。未益祿而有馬數十乘。楚人患之。——中略——王遂殺子南於朝、輒觀起於四境」とある。

⑦ 増淵龍夫氏「戦国官僚制の二性格」(『中国古代の社会と国家』所収)。

⑧ 『左伝』襄公二十二年には「有寵於蘧子者八人。皆無祿而多馬。他日朝、与申叔豫言。——中略——對曰昔觀起有寵於子南。子南得罪觀起車裂——中略——(蘧子馮) 辭八人者、而後王安之」とある。

⑨ 『左伝』昭公七年の条に（靈王）及即位、為章華之宮、納亡人以突之。無宇之闖入焉。無宇執之。有司弗与。曰執人於王宮、其罪大矣。執而謁諸王。王將飲酒。無宇辭而曰、天子經略、諸侯正封、古之制也。封略之内、何非君土、食土之毛、誰非君臣。一中略一周文王之法曰、有亡荒闕、所以得天下也。吾先君文王作僕区之法曰、盜所隱器、与盜同罪、所以封汝也。若從有司是無所執逃臣也一中略一王曰、取而臣以往。盜有寵、未可得也。遂赦之」とある。

⑩ 『左伝』哀公十年の記載によれば、白公勝の国内復帰に反対する葉公子高の言として「吾聞、勝也好復言而求死士。殆有私乎」とある。

⑪ 原文は「既勝狩于河雍」に作るが、ここは『韓非子翼蠹』に「狩、藝文類聚・淵鑑類函作晋、是也」とする校訂にしたがった。

⑫ これと同系統の説話が『史記』滑稽列伝正義所引『呂氏春秋』・『淮南子』人間訓にもみえる。

⑬ 原文は「此貪国弱兵之道也」に作るが、ここは『韓非子翼蠹』の校訂にしたがった。

⑭ 原文は「絶滅」に作るが、ここは陳啓猷が「裁滅」とする校訂にしたがった。（一九七二、五、三〇稿）

（補記）

本論所載の世系表は、主として陳厚耀『春秋世族譜』・堂茂徠『増訂春秋世族源流図考』に拠って作成したものである。

（広島大学大学院）

Authority of King and Hereditary Peerage of the Ch'u (楚)  
Dynasty in the Ch'un ch'in (春秋) period

Fumichika Noma.

In this paper I attempt to investigate the causes how the Ch'u Dynasty could maintain its great power throughout the Ch'un ch'in period.

I study political institutions, especially, the relations of Authority of King and Hereditary Peerage of the Ch'u Dynasty, which appear in the Ts'o ch'uan (左伝).

In conclusion, I say that the Authority of King of the Ch'u Dynasty adopted traditionally the policy of preventing the Hereditary Peerage from increasing its power.